

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和６年１１月２７日

富山市長 藤井 裕久

記

１．協議の場を設けた区域の範囲

富山地域 藤ノ木地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和６年１１月２６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	３経営体
・認定農業者数	３経営体 (うち法人 １経営体)
・認定新規就農者	０経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	０経営体
・準担い手	０経営体

４．地域農業の将来のあり方

土地利用型農業については、認定農業者や農事組合法人が水稻（加工用米や備蓄米含む）や大麦を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けることで、農用地の有効活用並びに耕作放棄地の解消を目指す。また、規模拡大により生産性を向上されるとともに、トラクターやコンバイン等を更新し、生産コストの削減を図る。

５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。